

条例の主な内容

犯罪の防止のための自主的な活動の促進



安全安心なまちづくりには、防犯ボランティア活動の果たす役割が大きいことから、県民等による自主的な活動(広報・啓発、防犯パトロールなど)の促進を図るとともに、防犯ボランティアの活動を支援する支援センターを設置します。また、高齢者、子ども、女性等が犯罪の被害を受けやすいことから、地域ぐるみによる安全対策を促進しようとするものです。



犯罪の防止に配慮した環境等の整備

自転車の盗難が多く発生している駐輪場を施錠重点対象駐輪場に指定して盗難防止のための取組を行うなど、道路、公園、駐車場等の公共の場所において発生する県民に身近な犯罪の防止を促進しようとするものです。



犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者等が、平穏で安心して暮らすことができる温もりのある社会形成を促進しようとするものです。



学校等における児童等の安全確保等

児童等が被害を受ける犯罪を防止するため、学校等や通学路等の安全確保を推進します。また、児童等が犯罪による被害を受けないための教育を充実させるとともに、児童等の規範意識を向上させようとするものです。



事業活動における防犯への配慮等

事業所は、強盗、窃盗等の犯罪の対象となりやすいことから、犯罪の防止に配慮した事業施設の整備に努めるとともに、従業員への防犯指導や防犯設備の管理等を行う防犯責任者の設置に努めるなどにより、事業所における犯罪による被害の防止を図ろうとするものです。



安全・安心に関する通報その他の措置

法令に触れると思われる行為を把握した場合は、警察等の関係機関に対し、通報や情報提供等に努めていただくとうとするものです。

お問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課

TEL(0952)24-1111(代表)

佐賀県くらしの安全安心課

TEL(0952)25-7060

